

加入者各位

富士通健康保険組合

### 各種申請書の押印廃止等について（ご案内）

健康保険法施行規則の改正に伴い、2021年10月1日より、当健康保険組合に届出いただく書類について押印を不要といたします。（一部例外あり）

#### 記

#### 1 対象となる書類

健保ホームページに掲載している申請書

〈例外〉引き続き押印が必要なもの

・金融機関のお届け印関係：金融機関が現状求めているため

(1)預金口座振替依頼書

(2)金融機関変更届 / 預金口座振替依頼書（口座変更用）

・第三者行為関連：自賠償保険の取り扱い上必要で、損保会社が押印を求めている為

(1)第三者行為の求償に関する書類の印

#### 2 FAQ

押印廃止についてのFAQ

#### 3 その他

・届出書類の様式については、9月30日から10月1日にかけて、順次入れ替えます。

・マイオフィスの申請書については、システム対応ができるまで押印の欄が残りますが

10月1日以降の押印は不要です。

・個別に署名・押印等をお願いする場合があります。その場合には、別途ご依頼いたします。

以上